

【介護職員等処遇改善加算について】

令和6年度介護報酬改定により、従来の「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」、「介護職員等ベースアップ等支援加算」の各種加算(以下「旧3加算」という。)が一本化され、令和6年6月から「介護職員等処遇改善加算」(以下「新加算」という。)になります。

令和6年度の計画書及び実績報告書については、事業者の負担軽減等を図ることから、令和6年4月及び5月の旧3加算と令和6年6月以降の新加算は一体的な様式といたします。

なお、令和6年5月31日時点で旧3加算を算定している場合、その取得状況に応じた経過措置区分として、令和6年度末まで新加算Ⅴ(1)～(14)を算定できます。算定の際は、総社市役所ホームページに掲載している移行先検討・補助シートを活用してください。

なお、詳細については、
(https://www.city.soja.okayama.jp/tyouzyukaigo/kaigohoken_houkatusien/syoguukaizen_3.html)を参照してください。

【計画書の提出期限】

令和6年4月15日(月)

【令和6年6月以降の新加算に係る体制届の提出期限】

令和6年6月15日(土)※窓口持参及び郵送の場合は6月14日(金)必着

【提出先】総社市役所長寿介護課

(窓口持参, 郵送又は電子メール)